

鴻巣市介護予防通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防通所介護相当サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第4章 雑則（第41条） （趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鴻巣市告示第317号）第3条第1号イ（ア）に規定する鴻巣市介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護相当サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営並びに通所介護相当サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 （通所介護相当サービスの事業の一般原則）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略 （受給資格等の確認）</p> <p>第10条</p> <p>1 略</p> <p>2 通所介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。</u> （利用料等の受領）</p> <p>第18条 通所介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3</p>	<p>目次</p> <p>第4章 雑則（第41条・第42条） （趣旨）</p> <p>第1条 この告示は、鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鴻巣市告示第317号）第3条第1号イ（ア）に規定する鴻巣市介護予防通所介護相当サービス（以下「通所介護相当サービス」という。）の事業の人員、設備及び運営並びに通所介護相当サービスの事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。 （通所介護相当サービスの事業の一般原則）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 通所介護相当サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービスを提供するに当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>5 略 （受給資格等の確認）</p> <p>第10条</p> <p>1 略</p> <p>2 通所介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に、<u>法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、通所介護相当サービスを提供するように努めなければならない。</u> （利用料等の受領）</p> <p>第18条 通所介護相当サービス事業者は、法第115条の45の3第3</p>

項の規定による第1号事業支給費（同条第2項に規定する第1号事業支給費をいう。）の支給（以下「法定代理受領」という。）に該当する通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護相当サービスに係る介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額（当該額が現に当該通所介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該通所介護相当サービスに要した費用の額とする。以下「費用基準額」という。）から当該通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2～5 略

（管理者の責務）

第22条

1 略

2 通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該通所介護相当サービス事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第23条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 略

（勤務体制の確保等）

第24条 略

2 略

3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

項の規定による第1号事業支給費（同条第2項に規定する第1号事業支給費をいう。）の支給（以下「法定代理受領」という。）に該当する通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として鴻巣市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項第8条の規定により算出した通所介護相当サービスに要する費用の額（当該額が現に当該通所介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該通所介護相当サービスに要した費用の額とする。以下「費用基準額」という。）から当該通所介護相当サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2～5 略

（管理者の責務）

第22条

1 略

2 通所介護相当サービス事業所の管理者は、当該通所介護相当サービス事業所の従業者にこの告示の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第23条 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 略

（勤務体制の確保等）

第24条 略

2 略

3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該通所介護相当サービス事業者は、全ての通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を

(非常災害対策)

第26条 略

(衛生管理等)

第27条 略

2 通所介護相当サービス事業者は、当該通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならない。

除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 通所介護相当サービス事業者は、適切な通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 通所介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第26条 略

2 通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第27条 略

2 通所介護相当サービス事業者は、当該通所介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。

3 略
(掲示)
第28条 略

(地域との連携)
第35条 略

- (2) 当該通所介護相当サービス介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

3 略
(掲示)
第28条 略

2 通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該通所介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第33条の2 通所介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 通所介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 通所介護相当サービス事業所において、通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第35条 略

- 2 通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- 3 通所介護相当サービス事業者は、通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所介護

(記録の整備)

第36条 略

2 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第17条第2項に規定する提供した具体的な通所介護相当サービスの内容等の記録

(3)～(5) 略

(その他)

第41条

1 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第36条 略

2 通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 第17条第2項に規定する提供した具体的な通所介護相当サービスの内容等の記録

(3)～(5) 略

(電磁的記録等)

第41条 通所介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この告示の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項及び第17条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 通所介護相当サービス事業者及び通所介護相当サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下、「交付等」という。)のうち、この告示の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(その他)

第42条 略

1 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。